

I C T活用工事（土工1000m3未満）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する建設工事において、I C T活用工事（土工 1000m3 未満）を試行するに当たり、必要な事項を定めたものである。また「I C T土工（1000m3 未満）」という略称を用いる。

（対象工事、対象工種）

第2条 I C T活用工事（土工 1000m3 未満）は、原則として土工量が 1,000m3 未満の下記の工種を含む土木工事を対象とし、工事内容や施工条件等を勘案し、発注者が指定するものとする。土工量 1,000m3 未満とは、土の移動量（掘削土量や盛土土量等）の合計が 1,000m3 未満のものとするが、岩掘削や床掘工、埋戻工の数量は土工量に含めないものとする。

I C T活用工事の対象工事（発注工事）は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事（法面処理）」を原則とし、以下（1）～（3）に該当する工事とする。

なお、受注者からの提案・協議により、土工以外の工種にI C T施工技術を活用する場合は各試行要領及び積算基準に基づくものとする。

また、I C T活用工事（土工 1000m3 未満）の対象となっていない工事においても、発注者がI C T活用工事の適用が有効であると判断する場合には、I C T活用工事を実施できるものとする。

（1）対象工種

I C T活用工事（土工 1000m3 未満）の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

- 1) 河川土工、海岸土工、砂防土工
 - ・掘削工（土質が軟岩や硬岩は対象外）
 - ・盛土工
 - ・法面整形工
- 2) 道路土工
 - ・掘削工（土質が軟岩や硬岩は対象外）
 - ・路体盛土工
 - ・路床盛土工
 - ・法面整形工

（2）適用対象外

従来施工において、徳島県土木工事施工管理基準（案）の出来形管理基準及び規格値を適用しない工事は適用対象外とする。

（３）対象規模

I C T活用工事（土工 1000m³ 未満）の対象規模は、（１）対象工種を条件とする。なお、出来形管理を行わない作業土工（床掘工）については、I C T活用工事（作業土工（床掘工））試行要領によるものとする。

（I C T活用工事）

第３条 次の①（選択）～⑤の全ての段階でI C T施工技術を活用することをI C T活用工事における土工とするが、次の②④⑤の段階で活用を必須とし、①③の段階で受注者の希望によりI C T施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を簡易型I C T活用工事とする。

- ① 従来手法による起工測量（選択）
- ② ３次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

（発注）

第４条 I C T活用工事（土工 1000m³ 未満）の発注は、次の方式とし、特記仕様書に試行対象工事である旨を明記するものとする。

・ I C T活用工事（受注者希望型）

発注時に使用する積算基準は、I C T土工（1000m³ 未満）によらない従来の積算基準を用いるものとする。

（I C T活用工事の実施手続）

第５条 受注者は、第４条により発注された工事において、次のI C T施工技術の実施を希望する場合、契約後、発注者へ「I C T活用工事（土工 1000m³ 未満）計画書」及び「I C T活用工事（土工 1000m³ 未満）施工予定体制」を提出し協議を行い、協議が整った場合に第６条～第１２条によりI C T活用工事を行うことができるものとする。

なお、第４条により発注された工事以外においても、契約後、受注者から次の（１）又は（２）のI C T施工技術の実施希望があった場合、発注者は協議に応じることとし、受注者希望型と同様の取扱いとする。

（１）I C T活用工事（受注者希望型）

第３条に示す①～⑤の全ての段階においてI C T施工技術を活用する工事

（２）簡易型I C T活用工事（受注者希望型）

第３条に示す①～⑤の内、①②④⑤、②③④⑤又は②④⑤のいずれかの組合せでI C T施工技術を活用する工事

（ＩＣＴ活用工事の適用範囲）

第6条 原則、本工事の土工施工範囲の全てで適用するものとするが、第2条（2）1）に該当する箇所（ラウンディング法面、すり付け部分、構造物周辺等）やＩＣＴ施工技術を適用しても効率的でない箇所についてはその限りでない。具体的な工事内容及び対象範囲を監督員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書等に記載するものとする。

（ＩＣＴ施工技術の具体的な内容）

第7条 ＩＣＴ施工技術の具体的な内容については、次の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

①起工測量（選択）

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1）～8）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- 6）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量
- 8）音響測深機器を用いた起工測量（河床等掘削がある場合に限る）

ただし、作業量・現場状況等を考慮して、監督員と協議のうえ、上記1）～8）によらず従来手法による起工測量を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

②3次元設計データ作成

受注者は、①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ＩＣＴ活用工事とする。

③ＩＣＴ建設機械による施工

受注者は、②で得られた3次元設計データを用いて、以下に示すＩＣＴ建設機械

により施工を実施する。

位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1）3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

受注者は、施工管理において、以下（１）（２）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

（１）出来形管理

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5）TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6）TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7）RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8）施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）
- 9）モバイル端末を用いた出来形管理
- 10）地上写真測量を用いた出来形管理

出来形管理にあたっては、上記5）～8）による出来形管理を実施するものとする。なお、監督員と協議のうえ上記1）～4）の他、9）10）による出来形管理を実施してもよい。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のよ

うに品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督員と協議の上、T S・G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もI C T活用工事とする。

⑤ 3次元データの納品

受注者は、①②④により作成した3次元データを、工事完成図書として納品するものとする。電子納品は、徳島県C A L S / E Cホームページの「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」により作成するものとする。

(I C T機器類の調達等)

第8条 第7条①～④を実施するために使用するI C T機器類は受注者が調達し、施工に必要なI C T活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

(関係基準)

第9条 I C T活用工事(土工 1000m³ 未満)を実施した場合のI C T土工(1000m³ 未満)に関する監督・検査等は、国土交通省が発出している「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。

(工事費の積算)

第10条 従来の積算基準により積算を行い発注するものとするが、契約後に受注者からI C T活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の提案・協議があり、それぞれの協議が整った場合、また、土工以外の工種に関するI C T活用について監督員へ提案・協議を行い協議が整った場合、I C T活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1)～2)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、I C T施工技術の活用について協議を行う際には、第3条①～④にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

- 1) 土木工事標準積算基準書(徳島県県土整備部)
- 2) I C T活用工事(土工 1,000m³ 未満)積算要領

徳島県土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

(工事成績評定)

第11条 受注者が第5条に示すICT施工技術を実施した場合には、主任監督員又は現場監督員による評価(5. 創意工夫 I. 創意工夫 【施工】)において、次を評価するものとする。

(1) ICT活用工事(受注者希望型)

- ・運搬車両・施工機械等の工夫
- ・施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫

(2) 簡易型ICT活用工事(受注者希望型)

1) ②③④⑤のICT施工技術を活用した場合

- ・運搬車両・施工機械等の工夫
- ・施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫

2) ①②④⑤又は②④⑤のICT施工技術を活用した場合

- ・施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫

(アンケート調査等)

第12条 受注者は、当該技術の施工に当たりアンケート調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。また、施工合理化調査を実施する場合はこれに協力するものとする。

(現場見学会・講習会の実施)

第13条 受注者は、発注者から要請があった場合は、ICT活用工事の推進を目的とした現場見学会・講習会に協力するものとする。

(ICT活用工事チェックリスト)

第14条 監督員は、「ICT活用工事チェックリスト」を用いた確認を行うこと。

(その他)

第15条 本要領に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

補正係数の費用計上適用工種・適用外工種一覧

工種	経費補正 の対象
1) 土工1000m ³ 以上	○
2) 土工1000m ³ 未満	×
3) 砂防土工	○
4) 河床等掘削	○
5) 作業土工 (床掘工)	×
6) 付帯構造物設置工	○
7) 法面工	○
8) 擁壁工	○
8) 地盤改良工 (安定処理)	×
9) 地盤改良工 (中層混合処理)	×
10) 地盤改良工 (スラリー攪拌工)	×
11) 地盤改良工 (ペーパードレーン工)	×
12) 地盤改良工 (サンドコンパクションパイル工)	×
13) 基礎工	○
14) 河川浚渫	○
15) 舗装工	○
16) 舗装工 (修繕工)	×
17) 構造物工 (橋梁上部)	×
18) 構造物工 (橋脚・橋台)	○
19) コンクリート堰堤工	○

ICT活用工事 積算要領名称	3次元出来形管理等の施工管理										
	空中写真測 量 (無人航空 機)を用い た出来形管 理	地上型レー ザースキャ ナーを用い た出来形管 理	無人航空機 搭載型レー ザースキャ ナーを用い た出来形管 理	地上移動体 搭載型レー ザースキャ ナーを用い た出来形管 理	TS等光波 方式を用い た出来形管 理	TS(ノン プリズム方 式)を用い た出来形管 理	RTK-G NSSを用 いた出来形 管理	施工履歴 データを用 いた出来形 管理	地上写真測 量を用いた 出来形管理	モバイル端 末を用いた 出来形管理	音響測深機 器を用いた 出来形管理
土工1000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○			
土工1000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
砂防土工	○	○	○	○	○	○	○				
河床等掘削								○			○
作業土工(床掘工)	3次元出来形管理等の施工管理対象外										
付帯構造物設置工	○	○	○	○	○	○	○				
法面工	○	○	○	○	○	○	○				
擁壁工	○	○	○	○	○	○	○				
地盤改良工(安定処理)								○			
地盤改良工(中層混合処理)								○			
地盤改良工(スラリー攪拌工)								○			
地盤改良工(ペーパードレーン工)								○			
地盤改良工(サンドコンパクションパイル工)								○			
基礎工	○	○	○	○	○	○	○				
河川浚渫								○			○
舗装工		○		○	○	○					
舗装工(修繕工)					○			○	○		
構造物工(橋梁上部)	○	○	○		○						
構造物工(橋脚・橋台)	○	○	○		○						
構造物工(コンクリート堰堤工)	○	○	○	○	○	○	○				

※

※

【注意事項】

○ : 補正係数等の費用計上対象出来形管理

※土工1000㎡未満、構造物工(橋梁上部)については、管理断面及び変化点の出来形計測(従来の出来形管理)を想定しているため、面管理を実施しても費用計上は行わないこと。

補正係数の費用計上できる出来形管理手法(面管理)①

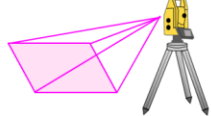
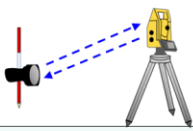
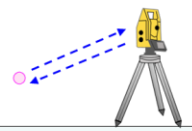
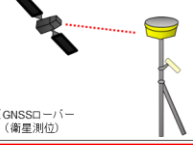
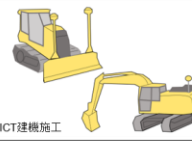
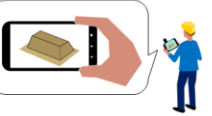
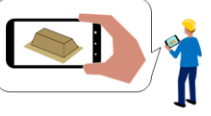
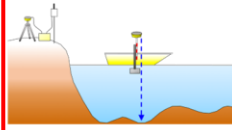
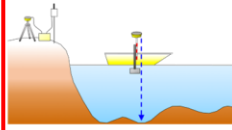
(参考資料)

【対象工種】ICT土工1000m³以上、ICT砂防土工、ICT河床等掘削、ICT河川浚渫、ICT舗装工

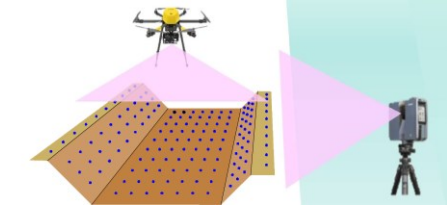
【出来形管理】出来型管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)

①出来形計測

下記3次元計測技術を用いて1点/m²以上の点密度が確保出来る出来形管理を実施(工種毎に使用できる3次元計測技術が異なります)

空中写真測量 (UAV)	地上型レーザースキャナー (TLS)	無人航空機搭載型 レーザースキャナー(UAVレーザー)	地上移動体搭載型 レーザースキャナー(MLS)
			
TS等光波方式	TSノンプリズム方式 (NTS)	RTK-GNSS	施工履歴データ
			
地上写真測量	モバイル端末を用いた 3次元計測技術	※GNSSローパー (衛星測位)	※ICT建機施工
			
		音響測深機器	
			

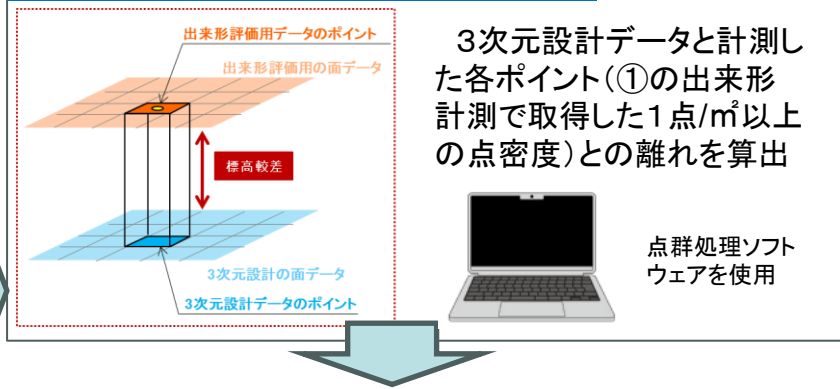
【出来形計測イメージ】
3次元計測技術を活用して
1点/m²以上の点群データを取得



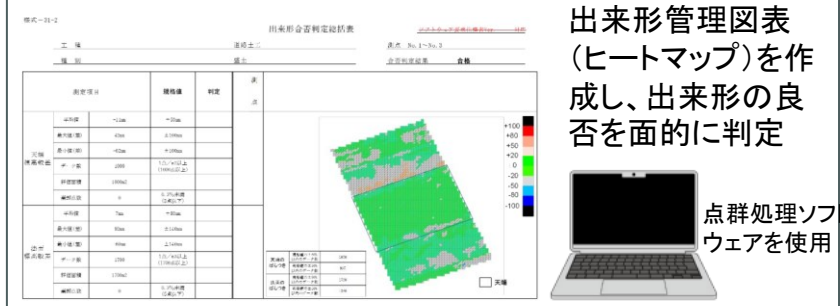
【注意事項】

- ：費用計上対象となる3次元計測技術
- 赤枠以外の出来形管理を行った場合は、いかなる場合であっても補正係数等の費用計上は行わない。

②各ポイントの離れの算出



③出来形の良否を面的に判定



対象工種において、①②③を実施し、3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理等で作成したデータを納品した場合に、補正係数等の費用計上対象となります。

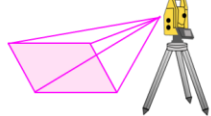
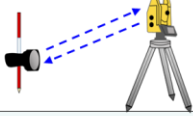
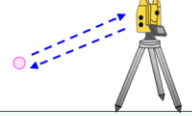
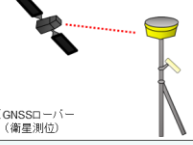
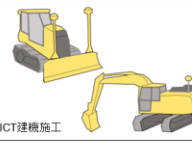
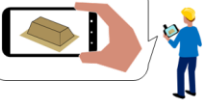
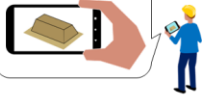
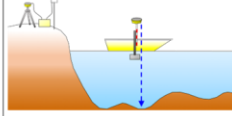
【対象工種】ICT付帯構造物設置工、ICT法面工、ICT擁壁工、ICT基礎工、ICT構造物工(橋脚・橋台)、ICTコンクリート堰堤工

①

【出来形管理】工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得して、出来形管理を実施した場合(面管理)②

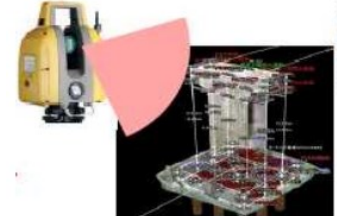
①点群データ取得

下記3次元計測技術を用いて1点/m²以上の点密度が確保出来る出来形管理を実施(工種毎に使用できる3次元計測技術が異なります)

空中写真測量(UAV)	地上型レーザースキャナー(TLS)	無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザ)	地上移動体搭載型レーザースキャナー(MLS)
			
TS等光波方式	TSノンプリズム方式(NTS)	RTK-GNSS	施工履歴データ
			
地上写真測量	モバイル端末を用いた3次元計測技術	※GNSSローパー(衛星測位)	※ICT建機施工
			

【出来形計測イメージ】

3次元計測技術を活用して点群データを取得

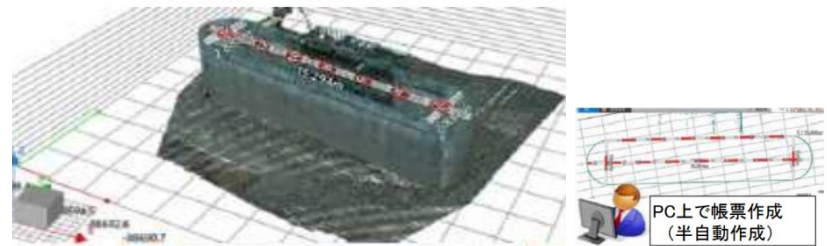


【注意事項】

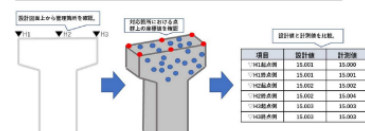
- : 費用計上対象となる3次元計測技術
- 赤枠以外の出来形管理を行った場合は、いかなる場合であっても補正係数等の費用計上は行わない。

②出来形管理(構造物工(橋脚・橋台)の例)

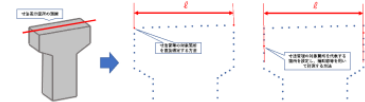
3次元計測技術を活用して点群データを取得し、帳票作成



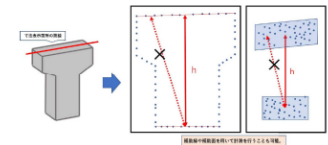
1. 基準高・計画高の算定方法



2. 水平距離の算出方法(天端幅、敷幅等)



3. 鉛直方向の差分算出方法(高さ等)



4. 支間長等、5. 支保部アンカーボルト箱抜き(高さ等)、6. 精度検証用検証点の設置方法について

管理対象箇所の全ての箇所で3次元座標値を取得し、出来形計測結果を算出



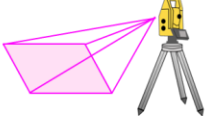
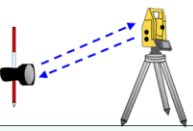
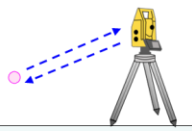
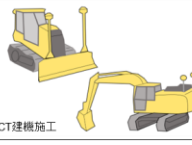
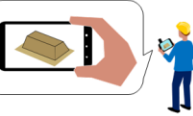
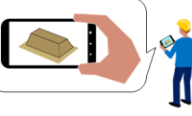
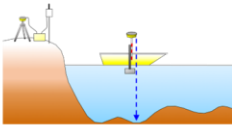
対象工種において、①②を実施し、3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理等で作成したデータを納品した場合に、補正係数等の費用計上対象となります。

補正係数の費用計上できない出来形管理手法(断面管理) (参考資料)

- 出来形計測を行う管理断面と出来形計測対象点の指定を行い、3次元計測技術及び検尺テープ等により出来形計測を行い、出来形管理基準及び規格値を満足するかの判定を一定の間隔毎の断面で計測等を行う管理手法 (断面管理) ③

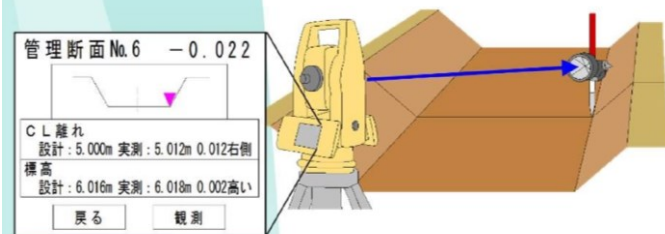
① 出来形計測

下記3次元計測技術や検尺テープ等を用いて管理断面における出来形管理基準及び規格値に記載されている測定項目の計測を実施

空中写真測量 (UAV)	地上型レーザースキャナー (TLS)	無人航空機搭載型レーザースキャナー (UAVレーザー)	地上移動体搭載型レーザースキャナー (MLS)
			
TS等光波方式	TSノンプリズム方式 (NTS)	RTK-GNSS	施工履歴データ
			
地上写真測量	モバイル端末を用いた3次元計測技術	音響測深機器	
			

【出来形計測イメージ】

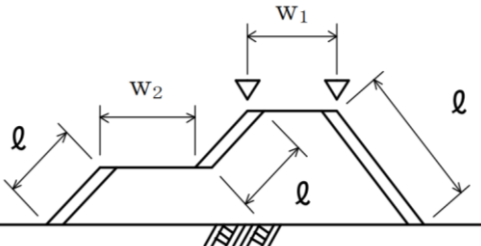
3次元計測技術技術を活用して単点のデータを取得



② 出来形管理基準及び規格

路体盛土工の例

測定項目	規格値
基準高▽	±50
法長ℓ	ℓ < 5m -100 ℓ ≥ 5m 法長-2%
幅 w ₁ , w ₂	-100



測定項目毎(基準高、法長、幅)に計測し規格値を満足しているか確認する。

③ 出来形の良否を断面的に判定

